

基本協定書(案)

環境施設 長期包括運営委託事業(以下「本件事業」という。)に関して、館林衛生施設組合(以下「組合」という。)と○グループ(代表企業を○、構成員を○、協力企業を○とし、それらの企業から成る企業グループをいう。以下「優先交渉権者」という。)との間で、以下のとおり基本協定を締結する。

(趣 旨)

第1条 本基本協定は、[○グループ]が本件事業の優先交渉権者であることを確認し、優先交渉権者が設立する本件事業の遂行者(以下「SPC」という。)又は、優先交渉権者と組合で本件事業の実施に関する運営業務委託契約(以下「本業務委託契約」という。)の締結及び履行に向けて、必要な事項を定めるものである。

(努力義務)

第2条 組合及び優先交渉権者は、組合と優先交渉権者又は SPC が締結する本業務委託契約の締結に向けて、それぞれ誠実に対応するものとし、本業務委託契約締結に至るよう最善の努力をする。

- 2 優先交渉権者は、本業務委託契約締結のための協議にあたっては、本件事業の公募型プロポーザル手続にかかる審査委員会及び組合の要望事項をできる限り尊重する。

(SPC の設立)

第3条 優先交渉権者は、本基本協定締結後速やかに SPC を設立し、その商業登記の登記事項証明書を組合に提出する。

- 2 優先交渉権者が単独企業である場合は、SPC の設立は任意とする。

(本業務委託契約)

第4条 組合と優先交渉権者又は SPC は、平成●年●月●日を目途として、本業務委託契約を締結するものとする。

(談合防止)

第5条 組合は、優先交渉権者の代表企業、構成員又は協力企業のいずれかが、本件事業の受託者選定に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、本業務委託契約を締結せず、本基本協定を解除することができる。

- (1) 優先交渉権者の代表企業、構成員又は協力企業のいずれかが私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は優先交渉権者の代表企業、構成員又は協力企業のいずれかが構成受託者である受託者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、同法第7

条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(同法第7条の2第10項の規定に基づき課徴金の納付を命じない場合を含む。)

- (2) この契約に関し、優先交渉権者の代表企業、構成員又は協力企業のいずれかが(法人の場合にあつては、その役員又はその使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

(優先交渉権者の構成員等の資格喪失)

- 第6条 優先交渉権者の代表企業、構成員又は協力企業のいずれかが、本件事業の募集要項に規定する参加資格要件を欠くことになったときは、組合は、次の各号のいずれかに該当するときは除き、優先交渉権者又はSPCと本業務委託契約を締結しない。
- (1) 優先交渉権者が、参加資格要件を欠いた構成員又は協力企業に代わって、入札参加資格を有する構成員又は協力企業を補充し、必要書類を提出したうえで、組合が参加資格を確認し、かつ事業実施能力を勘案し、本契約締結後の業務実施に支障をきたさないと判断したとき。
- (2) 参加資格要件を欠いた構成員又は協力企業が担当する業務にあたる者が複数ある場合で、当該構成員又は協力企業を除く構成員及び協力企業で、すべての参加資格等を満たし、かつ事業実施能力を勘案し、本契約締結後の業務実施に支障をきたさないと組合が判断したとき。

(違約金等)

- 第7条 優先交渉権者の代表企業、構成員又は協力企業のいずれかが第5条各号のいずれかに該当したときは、優先交渉権者は、本業務委託契約の締結又は不締結にかかわらず、賠償金として優先交渉権者の提案金額の150分の1に相当する金額を連帯して組合に支払うものとする。
- 2 組合は、優先交渉権者又はSPCが本業務委託契約を締結しないときは、優先交渉権者に対して、優先交渉権者の入札金額の150分の1に相当する金額の違約金の支払いを請求できるものとする。
- 3 優先交渉権者は、前項の請求をうけたときは、組合の指定する期間内に、前項の違約金を連帯して組合に支払わなければならない。

(契約締結不調の場合の処理)

- 第8条 本業務委託契約について事由の如何を問わず締結に至らなかったときは、すでに組合及び優先交渉権者が本件事業の準備に関して支出した費用は各自の負担とし、前条の賠償金及び違約金の支払債務を除き、相互に債権債務関係の生じないことを確認する。

(出資及び出資者保証書等)

- 第9条 優先交渉権者は、本業務委託契約の締結と同時に、別紙1の様式による出資者保証書を優先交渉権者の代表企業及び構成員に作成させてこれを組合に

提出し、別紙 2 の様式による誓約書を SPC の株主で優先交渉権者の構成員でない者に作成させてこれを組合に提出しなければならない。

- 2 代表企業及び構成員は、本業務委託契約の期間中を通じ、代表企業及び構成員の所有する株式が SPC の議決権株式の過半数を超えるものとし、かつ、代表企業が SPC の議決権株式のうち最も多くの株式を所有することを維持しなければならない。

(秘密保持)

第 10 条 組合と優先交渉権者は、本基本協定に関する事項につき知り得た情報について、相手方の承諾を得ることなく第三者に開示しないこと及び本基本協定の履行の目的以外には使用しないことを確認する。ただし、本基本協定の前に既に自ら保有していた又は公知であったもの、本基本協定に関して知った後自らの責めによらずして公知になったもの、本基本協定に関して知った後正当な権利を有する第三者から何らかの秘密保持義務を課せられることなしに取得したもの、及び組合が法令に基づき開示するものについては、この限りではない。

(本基本協定の期間)

第 11 条 本基本協定の有効期間は、締結のときから、本業務委託契約が効力を失うまで、又は本業務委託契約が効力を生じないことが明らかになった旨を組合が優先交渉権者に通知するときまでとする。

(準 拠 法)

第 12 条 本基本協定は日本国の法令に従い解釈されるものとし、本基本協定に関する一切の紛争については、前橋地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

以上を証するため、本基本協定を 通作成し、組合及び優先交渉権者がそれぞれ記名押印の上、各 1 通を保有する。

平成 30 年 月 日

館林衛生施設組合
[管理者]

[優先交渉権者]

出資者保証書の様式

平成 30 年 月 日

館林衛生施設組合
管理者 [●] 様

出 資 者 保 証 書

館林衛生施設組合（以下「組合」という。）及び [SPC の名称]（以下「受託者」という。）間で本日付で締結された、環境施設 長期包括運営委託事業（以下「本件事業」という。）にかかる運營業務委託契約（以下「本業務委託契約」という。）に関して、出資者である []（以下「当社ら」という。）は、本日付けをもって、組合に対して下記の事項を誓約し、かつ、表明及び保証致します。なお、特に明示の無い限り、本出資者保証書において用いられる語句は本業務委託契約において定義された意味を有するものとします。

[住所]
[会社名]
[代表者]

記

1. 受託者が、平成 年 月 日に、会社法上の株式会社として、適法に設立され、本日現在有効に存在すること。
2. 受託者の本日時点における発行済株式総数は 株であり、そのうち [] 株を [] が、[] を [] が・・・保有していること。
3. 受託者が本件事業を遂行するために行う資金調達を実現することを目的として、当社らが保有する受託者の株式上に担保権を設定する場合、事前にその旨を組合に対して書面により通知しその承諾を得た上で行うこと。また、担保権設定契約書の写しをその締結後速やかに組合に対して提出すること。
4. 前項に規定する場合を除き、当社は、本業務委託契約が終了する時まで受託者の株式を保有するものとし、組合の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権の設定その他一切の処分を行わないこと。
5. 出資者は、受託者を、本業務委託契約の期間中は解散しないこと。

以上

誓約書の様式

平成 30 年 月 日

館林衛生施設組合
[管理者] 様

誓約書

[当社/私] は、本日現在、[SPC] の株式 [] 株を保有しています。[当社/私] は、保有する [SPC] の株式を譲渡する場合には、事前に組合に通知し、譲受人から本誓約書と同内容の誓約書を徴求して、組合に提出します。

[住所]

[氏名]